



山形県公報

平成29年4月1日(土)

号 外 (14)

目 次

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

訓 令

山形県訓令第10号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、観光推進監」を削る。

第5条第2項中「及び観光経済交流局長」を削る。

別表第1の備考第1項の表中

環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課	危機管理・くらし安心局長	を
商工労働観光部観光経済交流局各課	観光経済交流局長	

環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課	危機管理・くらし安心局長	に改め、同備考第2項
-----------------------	--------------	------------

の表中

環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課	環境エネルギー部長	を
商工労働観光部観光経済交流局各課	商工労働観光部長	

環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課	環境エネルギー部長	に改め、同備考第5項
-----------------------	-----------	------------

の表中

税務課西置賜税務室、西置賜総務課、西置賜農業技術普及課、西置賜農村整備課、西置賜建設総務課、西置賜道路計画課、西置賜河川砂防課	西置賜地域振興局長	を
保健企画課、生活衛生課、地域保健予防課(置賜総合支庁の各課に限る。)	総合支庁保健福祉環境部医療監	

税務課西置賜税務室、西置賜総務課、西置賜農業技術普及課、西置賜農村整備課、西置賜建設総務課、西置賜道路計画課、西置賜河川砂防課	西置賜地域振興局長
---	-----------

に改め、同備考第7項

中「の秘書広報課」を「の秘書課、広報推進課」に改め、同項の表中「総務部秘書広報課」を「総務部秘書課、広報推進課」に、

企画振興部県民文化課、交通政策課、情報企画課	を
------------------------	---

企画振興部総合交通政策課、情報政策課

に、「商工労働観光部」を「商工労働部」に、

農林水産部6次産業推進課、県産米ブランド推進課	農政企画課長
-------------------------	--------

を

観光文化スポーツ部各課	観光立県推進課長
農林水産部農業経営・担い手支援課、6次産業推進課、県産米ブランド推進課	農政企画課長

に改め、「及び置賜総

合支庁」を削り、「最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「村山総合支庁を除く」に改め、同備考第8項の表中「、地域保健予防課」及び「及び置賜総合支庁」を削る。

別表第2 総務部の項中

秘書広報課	叙勲等に関する こと。	1 位勲褒章及び表彰（人事課で所掌するものを除く。）に関する こと。			を
	広報に関する こと。		1 広報事務の調整に関する こと。		

秘書課	叙勲等に関する こと。	1 位勲褒章及び表彰（人事課で所掌するものを除く。）に関する こと。			に改め、同部の項学事
広報推進課	広報に関する こと。		1 広報事務の調整に関する こと。		

文書課の項宗教学法人法に関すること。の項課長専決事項の欄中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第26条第1項の規定による規則の変更（第35条の規定による合併に伴うものに限る。）の認証に関すること。

別表第2 総務部の項管財課の項財産処分に関すること。の項副知事専決事項の欄第1項中「700万円」を「2,000万円」に改め、同課の項財産処分に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「300万円」を「1,000万円」に改め、同表企画振興部の項市町村課の項地方交付税に関すること。の項副知事専決事項の欄第1項中「特別地方交付税」を「特別交付税」に改め、同課の項地方交付税に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「普通地方交付税」を「普通交付税」に改め、同表環境エネルギー部の項環境企画課の項地球温暖化対策の推進に関する法律に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第23条第1項」を「第37条第1項」に改め、同表商工労働観光部の項

中 「商工労働観光部」 を 「商工労働部」 に改め、同部の項中小企業振興課の項中

			3 第24条の6の12第2項の規定による社内規則の作成又は変更の命令に関すること。	を
			3 第24条の6の12第2項の規定による社内規則の作成又は変更の命令に関すること。	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に関すること。		1 第12条第1項の規定による認定に関すること。		に改め、同表農林水産部の項農政

企画課の項を次のように改める。

農政企画課	農業協同組合法に関すること（別に定めるものを除く。）。			1 第44条第2項及び第4項の規定による定款の変更の認可及び届出の受理に関すること。
	農業災害補償法に関すること。		1 第33条の6の規定による仮理事の選任に関すること。	1 第43条第3項、第46条第3項及び第85条の10第2項において準用する第26条第2項の規定による証明に関すること。
			2 第46条第2項の規定による認可に関すること。	

別表第2 農林水産部の項農村整備課の項を次のように改める。

農村計画課	土地改良法に関すること。		1 第94条の3第1項の規定による土地改良財産の譲与に関すること。	
-------	--------------	--	-----------------------------------	--

			2 第94条の6第1項の規定による土地改良財産の管理に関すること。	
農村整備課	水利権に関すること。		1 県営土地改良事業に係る水の使用に関する権利の取得及び更新に関する事務のうち、国土交通大臣への許可申請に関すること。	

別表第2 県土整備部の項県土利用政策課の項中

		5 第29条第1項の規定による景観回廊の指定に関すること。		を
--	--	-------------------------------	--	---

		5 第29条第1項の規定による景観回廊の指定に関すること。		に改める。
山形県屋外広告物条例に関すること。		1 第17条の2の規定による広告景観モデル地区の指定に関すること。		

別表第3 総務企画部の項総務課の項宗教学法人に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「変更」を「変更（第35条の規定による合併に伴うものを除く。）」に改め、同課の項山形県青少年健全育成条例に関すること（置賜総合支庁に限る。）。の項を削り、同課の項特定非営利活動促進法に関すること（事務所が山形市、上山市、村山市、南陽市、西村山郡河北町又は東田川郡庄内町のいずれかの区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。の項総合支庁長専決事項の欄第12項及び第18項中「仮認定」を「特例認定」に改め、同表保健福祉環境部の項福祉課の項及び環境課の項を削り、同部の項保健企画課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第43条第1項及び第3項」を「第45条の36第2項及び第4項」に改め、同欄中第8項を第11項とし、第2項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 第55条の2第1項の規定による承認（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。
- 3 第55条の3第1項の規定による承認（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。
- 4 第55条の4の規定による承認（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を削り、同課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄中第7項を第9項とし、第2項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 第55条の2第8項（第55条の3第3項で準用する場合を含む。）の規定による助言等（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。
- 2 第55条の3第2項の規定による届出の受理（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項戦傷病者特別援護法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項、戦傷病者特別援護法施行令に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項及び戦傷病者特別援護法施行規則に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項中「に限る」を「及び置賜総合支庁に限る」に改め、同部の項生活衛生課（最上総合支庁にあつては保健企画課）の項中

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に関すること。		1 第33条の規定による登録事項の変更及び事業の廃止の届出の受理に関すること。	
----------------------------------	--	---	--

を

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に関すること。		1 第33条の規定による登録事項の変更及び事業の廃止の届出の受理に関すること。	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（置賜総合支庁に限る。）。	1	第18条第1項及び第4項の規定による通知及び確認に関すること。	
	2	第19条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告及び措置に関すること。	
	3	第20条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告及び措置に関すること。	
	4	第22条第1項及び第4項の規定による患者の退院及び確認に関すること。	
	5	第21条の規定による移送に関すること。	
	6	第28条の規定によるねずみ族等の駆除の命令及び指示に関すること。	

	7 第29条の規定による物件に係る措置の命令及び指示に関すること。	
	8 第30条の規定による死体の移動の制限等に関すること。	
	9 第37条第1項の規定による医療に要する費用の負担の決定に関すること。	
	10 第37条の2第1項の規定による医療に要する費用の負担の決定に関すること。	
	11 第46条の規定による入院の勧告又は措置に関すること。	
	12 第47条の規定による移送に関すること。	
	13 第48条第1項及び第4項の規定による入院している者の退院及び確認に関すること。	
	14 第50条第1項の規定による第27条から第30条まで及び第35条第1項に規定する措置の全部又は一部の実施に関すること。	

に改め、同部の項地域保健予防課

の項を削り、同部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関すること（最上総合支庁を除く。）。の項中「最上総合支庁を除く」を「庄内総合支庁に限る」に改め、同課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁を除き、庄内総合支庁にあつては子育て推進部で所掌するものを除く。）。の項中「庄内総合支庁」を「置賜総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第43条第1項及び第3項」を「第45条の36第2項及び第4項」に改め、同欄中第8項を第11項とし、第2項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 第55条の2第1項の規定による承認（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。
- 3 第55条の3第1項の規定による承認（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

4 第55条の4の規定による承認（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁を除き、庄内総合支庁にあつては子育て推進部で所掌するものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を削り、同課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁を除き、庄内総合支庁にあつては子育て推進部で所掌するものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第7項を第9項とし、第2項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 第55条の2第8項（第55条の3第3項で準用する場合を含む。）の規定による助言等（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

2 第55条の3第2項の規定による届出の受理（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項戦傷病者特別援護法に関すること（最上総合支庁を除く。）。の項、戦傷病者特別援護法施行令に関すること（最上総合支庁を除く。）。の項及び戦傷病者特別援護法施行規則に関すること（最上総合支庁を除く。）。の項中「最上総合支庁を除く」を「庄内総合支庁に限る」に改め、同課の項特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（特別児童扶養手当に係るものを除く。）。の項中「除く。」を「除く。（置賜総合支庁を除く。）」に改め、同課の項栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）。（庄内総合支庁を除く。）。の項、栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）。（庄内総合支庁を除く。）。の項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（庄内総合支庁を除く。）。の項中「庄内総合支庁を除く」を「最上総合支庁に限る」に改め、同部の項地域健康福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項を次のように改める。

2 第56条第2項の規定による費用の徴収に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第9項、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第11項から第19項まで、同課の項児童福祉法施行規則に関すること。の項及び同課の項保育所運営負担金に関すること。の項を削り、同課の項社会福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第43条第1項及び第3項」を「第45条の36第2項及び第4項」に改め、同欄中第8項を第11項とし、第2項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の3項を加える。

2 第55条の2第1項の規定による承認（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

3 第55条の3第1項の規定による承認（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

4 第55条の4の規定による承認（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項社会福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を削り、同課の項社会福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第7項を第9項とし、第2項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 第55条の2第8項（第55条の3第3項で準用する場合を含む。）の規定による助言等（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

2 第55条の3第2項の規定による届出の受理（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域健康福祉課の項中

		<p>4 第17条の規定による手帳の交付、更生医療の給付並びに補装具の支給及び修理に関する請求の却下の通知に関すること。</p>
--	--	--

を

			4 第17条の規定による手帳の交付、更生医療の給付並びに補装具の支給及び修理に関する請求の却下の通知に関すること。
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（特別児童扶養手当に係るものを除く。）。		1 第11条の規定による支給の停止に関すること。	1 第5条の規定による受給資格及び手当の額の認定に関すること。
		2 第12条の規定による支払の一時差止めに関すること。	2 第13条の規定による未支払の手当の支給に関すること。
		3 第16条において準用する児童扶養手当法第23条の規定による不正利得の徴収に関すること。	3 第16条において準用する児童扶養手当法第8条の規定による手当の額の改定に関すること。
			4 第35条の規定による届出等の受理に関すること。
			5 第36条第1項及び第2項の規定による受給資格者等に対する調査等に関すること。
			6 第37条の規定による資料の提供等の要求に関すること。

に改め、同部の項子ども家庭支援

課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項から第8項まで中「最上総合支庁」を「最上総合支庁及び置賜総合支庁」に改め、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「最上総合支庁」を「最上総合支庁及び置賜総合支庁」に改め、同欄第3項中「(村山総合支庁を除く。)」を削り、同欄第4項中「こと」を「こと(村山総合支庁を除く。)」に改め、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中「最上総合支庁」を「最上総合支庁及び置賜総合支庁」に改め、「(村山総合支庁を除く。)」を削り、同課の項児童福祉法施行規則に関すること(村山総合支庁を除く。)。の項及び保育所運営負担金に関すること(村山総合支庁を除く。)。の項中「(村山総合支庁を除く。)」を削り、同課の項社会福祉法に関すること(子育て推進部で所掌するものに限る。)(庄内総合支庁に限る。)。の項中「庄内総合支庁」を「置賜総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第43条第1項及び第3項」を「第45条の36第2項及び第4項」に改め、同欄中第8項を第11項とし、第2項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の3項を加える。

2 第55条の2第1項の規定による承認(子育て推進部長が指定するものを除く。)に関すること。

3 第55条の3第1項の規定による承認（子育て推進部長が指定するものを除く。）に関する事。

4 第55条の4の規定による承認（子育て推進部長が指定するものを除く。）に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項社会福祉法に関する事（子育て推進部で所掌するものに限る。）（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を削り、同課の項社会福祉法に関する事（子育て推進部で所掌するものに限る。）（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄中第7項を第9項とし、第2項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 第55条の2第8項（第55条の3第3項で準用する場合を含む。）の規定による助言等（子育て推進部長が指定するものを除く。）に関する事。

2 第55条の3第2項の規定による届出の受理（子育て推進部長が指定するものを除く。）に関する事。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事（最上総合支庁及び庄内総合支庁にあつては、特別児童扶養手当に係るものに限る。）。の項中「最上総合支庁及び庄内総合支庁にあつては、」を削り、同部の項中

				2 第16条第1項の規定による資料の提供等の要求に関する事。
--	--	--	--	--------------------------------

を

				2 第16条第1項の規定による資料の提供等の要求に関する事。
環境課	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する事。	1 第10条（第15条第11項において準用する場合を含む。）の規定による鳥獣の捕獲等の許可に係る措置命令等（所管区域を超える区域における捕獲等（鳥獣の管理の目的とする捕獲等を除く。）に係るものを除く。）に関する事。	1 第9条第1項、第7項（第15条第11項において準用する場合を含む。）及び第8項の規定による鳥獣の捕獲等の許可等（所管区域を超える区域における捕獲等（鳥獣の管理の目的とする捕獲等を除く。）に係るものを除く。）に関する事。	1 第9条第9項、第11項及び第13項の規定による鳥獣の捕獲等の許可証の再交付等（所管区域を超える区域における捕獲等（鳥獣の管理の目的とする捕獲等を除く。）に係るものを除く。）に関する事。
		2 第15条第10項の規定による指定猟法禁止区域における捕獲等の許可に係る措置命令に関する事。	2 第15条第4項の規定による指定猟法禁止区域における捕獲等の許可に関する事。	2 第15条第7項及び第9項の規定による指定猟法許可証の再交付等に関する事。

3 第30条の規定による特別保護地区における行為の許可に係る措置命令等に関すること。	3 第29条第7項の規定による特別保護地区における行為の許可に関すること。	3 第35条第8項及び第10項の規定による特定猟具使用制限区域における承認対象捕獲等の承認証の再交付等に関すること。
4 第35条第11項の規定による特定猟具使用制限区域における承認対象捕獲等の承認に係る措置命令に関すること。	4 第31条の規定による実地調査等に関すること。	4 第46条の規定による狩猟免状の記載事項の変更の届出の受理等に関すること。
5 第35条第12項において準用する第24条第10項の規定による承認の取消しに関すること。	5 第35条第3項の規定による特定猟具使用制限区域における承認対象捕獲等の承認に関すること。	5 第54条の規定による狩猟免状の受理に関すること。
6 第52条の規定による狩猟免許の取消し等に関すること。	6 第35条第12項において準用する第24条第5項の規定による承認証の交付に関すること。	6 第61条第4項及び第5項の規定による狩猟者登録の変更の届出の受理等に関すること。
7 第64条の規定による狩猟者登録の取消し等に関すること。	7 第51条の規定による狩猟免許の更新等に関すること。	7 第65条の規定による狩猟者登録証等の受理に関すること。
	8 第55条第1項の規定による狩猟者登録に関すること。	8 第66条の規定による報告の受理に関すること。
	9 第61条第1項の規定による狩猟者登録の変更登録等に関すること。	9 第75条の規定による報告の徴収等に関すること。
	10 第63条の規定による狩猟者登録の抹消に関すること。	

		11 第67条の規定による狩猟者登録の通知に関すること。	
		12 第74条第1項の規定による猟区における捕獲等の承認に関すること。	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に関すること。			1 第7条第11項から第14項までの規定による住所等の変更の届出の受理等に関すること。
			2 第15条第6項及び第7項の規定による氏名等の変更の届出の受理等に関すること。
			3 第42条第5項及び第6項の規定による氏名等の変更の届出の受理等に関すること。
			4 第49条の規定による住所の変更の通知に関すること。
			5 第50条の規定による狩猟免状の亡失の届出の受理に関すること。
			6 第63条の規定による狩猟免許の効力停止の記載に関すること。
			7 第65条第4項、第10項及び第12項の規定による再交付等に関すること。

自然公園法に関すること。	1 第16条第2項及び第3項の規定による国定公園の公園事業の執行の協議及び認可に関すること。	1 第20条第3項の規定による特別地域内における行為の許可に関すること。	1 第16条第4項において準用する第10条第9項の規定による届出の受理に関すること。
	2 第16条第4項において準用する第10条第6項の規定による施設の位置等の変更の協議及び認可に関すること。	2 第68条第1項及び第2項の規定による協議（特別地域内（特別保護地区を除く。）における行為に係るものに限る。）並びに同条第4項の規定による協議の要求に関すること。	2 第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による公園事業の認可の失効の届出の受理に関すること。
	3 第16条第4項において準用する第11条並びに第15条第1項及び第2項の規定による改善命令及び原状回復命令等に関すること。		3 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
	4 第16条第4項において準用する第12条第1項及び第2項の規定による地位の承継の協議及び承認に関すること。		4 第20条第6項から第8項までの規定による特別地域内における行為の届出の受理に関すること。
	5 第16条第4項において準用する第13条の規定による公園事業の休止又は廃止の届出の受理に関すること。		5 第21条第6項及び第7項の規定による特別保護地区内における行為の届出の受理に関すること。

6 第16条第4項において準用する第14条第3項の規定による認可の取消しに関すること。		6 第33条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理並びに同条第4項及び第6項の規定による期間の延長及び短縮に関すること。
7 第21条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可に関すること。		7 第35条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
8 第33条第2項の規定による普通地域内における行為の禁止等の処分に関すること。		8 第41条第4項において準用する第39条第9項の規定による変更の届出の受理に関すること。
9 第34条第1項及び第2項の規定による中止命令等に関すること。		9 第42条の規定による生態系維持回復事業の報告の徴収に関すること。
10 第41条第2項及び第3項の規定による生態系回復事業の確認及び認定に関すること。		10 第68条第3項の規定による通知の受理に関すること。
11 第41条第4項において準用する第39条第6項の規定による変更の確認及び認定に関すること。		
12 第41条第4項において準用する第40条の規定による認定の取消しに関すること。		

	13 第64条第3項の規定による補償額の決定及び通知に関すること。		
	14 第67条第4項の規定による協議に関すること。		
	15 第68条第1項及び第2項の規定による協議（特別保護地区内における行為に係るものに限る。）に関すること。		
自然公園法施行令に関すること。	1 附則第4項の規定による報告に関すること（自然公園法第33条第2項並びに第34条第1項及び第2項の規定による行為の禁止等の処分及び原状回復命令等に係るものに限る。）。	1 附則第4項の規定による報告に関すること（自然公園法第20条第3項の規定による特別地域内における行為の許可に係るものに限る。）。	1 附則第4項の規定による報告に関すること（自然公園法第33条第1項の規定による届出の受理並びに同法第33条第4項及び第6項の規定による期間の延長及び短縮並びに同法第35条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に係るものに限る。）。
山形県立自然公園条例に関すること。	1 第9条第2項及び第3項の規定による公園事業の執行の協議及び認可に関すること。	1 第11条第3項の規定による特別地域内における行為の許可に関すること。	1 第9条第9項の規定による届出の受理に関すること。
	2 第9条第6項の規定による施設の位置等の変更の協議及び認可に関すること。		2 第10条の5第2項の規定による公園事業の認可の失効の届出の受理に関すること。

3 第10条の2の規定による改善命令に関する事 こと。		3 第10条の7第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事 こと。
4 第10条の3第1項及び第2項の規定による地位の承継の協議及び承認に関する事 こと。		4 第11条第5項から第7項までの規定による特別地域内の行為の届出の受理に関する事 こと。
5 第10条の4の規定による公園事業の休止及び廃止の届出の受理に関する事 こと。		5 第13条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理並びに同条第4項及び第6項の規定による期間の延長及び短縮に関する事 こと。
6 第10条の5第3項の規定による認可の取消しに関する事 こと。		6 第15条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事 こと。
7 第10条の6の規定による原状回復命令等に関する事 こと。		7 第17条の3第9項の規定による変更の届出の受理に関する事 こと。
8 第13条第2項の規定による普通地域内における行為の禁止等の処分に関する事 こと。		8 第17条の5の規定による生態系維持回復事業の報告の徴収に関する事 こと。
9 第14条第1項及び第2項の規定による中止命令等に関する事 こと。		

	10 第17条の3第2項及び第3項の規定による生態系維持回復事業の確認及び認定に関すること。		
	11 第17条の3第6項の規定による変更の確認及び認定に関すること。		
	12 第17条の4の規定による認定の取消しに関すること。		
大気汚染防止法に関すること。		1 第9条の規定による計画変更命令等に関すること。	1 第6条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理に関すること。
		2 第14条第1項及び第2項の規定による改善命令等に関すること。	2 第7条第1項の規定によるばい煙発生施設の使用の届出の受理に関すること。
		3 第17条第3項の規定による事故時の措置命令に関すること。	3 第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。
		4 第17条の8の規定による計画変更命令等に関すること。	4 第10条第2項（第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定による実施の制限の期間の短縮に関すること。

	5 第17条の11の規定による改善命令等に関する こと。	5 第11条（第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更等の届出の受理に関する こと。
	6 第18条の4の規定による基準適合命令等に関する こと。	6 第12条第3項（第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による承継の届出の受理に関する こと。
	7 第18条の8の規定による計画変更命令等に関する こと。	7 第17条第2項の規定による事故の状況の通報の受理に関する こと。
	8 第18条の11の規定による改善命令等に関する こと。	8 第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理に関する こと。
	9 第18条の16の規定による計画変更命令等に関する こと。	9 第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の届出の受理に関する こと。
	10 第18条の19の規定による作業基準適合命令等に関する こと。	10 第17条の7第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理に関する こと。

		11 第18条第1項及び第3項の規定による一般粉じん発生施設の設置等の届出の受理に関すること。
		12 第18条の2第1項の規定による一般粉じん発生施設の使用の届出の受理に関すること。
		13 第18条の6第1項及び第3項の規定による特定粉じん発生施設の設置等の届出の受理に関すること。
		14 第18条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設の使用の届出の受理に関すること。
		15 第18条の15の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理に関すること。
		16 第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。</p>	<p>1 第9条の2第1項の規定による命令（最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。）に関すること。</p>	<p>1 第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可（最終処分場、焼却施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関すること。</p>	<p>1 第12条第3項及び第4項の規定による産業廃棄物の事業所の外における保管の届出の受理に関すること。</p>
	<p>2 第9条の2の2第1項及び第2項の規定による許可の取消し（最終処分場及び焼却施設に係るものを除く。）に関すること。</p>	<p>2 第8条の2第5項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の検査（最終処分場、焼却施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関すること。</p>	<p>2 第12条第9項の規定による多量排出事業者の計画の受理に関すること。</p>
	<p>3 第12条の6第3項の規定による産業廃棄物の適正な処理に関する事業者等への勧告に係るとるべき措置の命令に関すること。</p>	<p>3 第8条の2の2の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査に関すること。</p>	<p>3 第12条第10項の規定による多量排出事業者の報告の受理に関すること。</p>

<p>4 第14条の3 （第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による命令に関する事 （県内に事務所又は事業場を有する者に限る。）。</p>	<p>4 第9条第1項の規定による廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可並びに同条第3項（第15条の2の6第3項で準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事 （最終処分場及び焼却施設並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設並びに県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）。</p>	<p>4 第12条第11項の規定による多量排出事業者の計画等の公表に関する事。</p>
<p>5 第14条の3の2第1項及び第2項（第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。）に関する事。</p>	<p>5 第9条第6項（第15条の2の6第3項で準用する場合を含む。）の規定による欠格要件の届出の受理に関する事 （最終処分場及び焼却施設並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する処理施設並びに県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）。</p>	<p>5 第12条の2第3項及び第4項の規定による特別管理産業廃棄物の事業所の外における保管の届出の受理に関する事。</p>

		<p>6 第15条の2の6の規定による命令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関すること。</p>	<p>6 第9条の5第1項（第15条の4で準用する場合を含む。）の規定による廃棄物処理施設の譲受け及び借受けの許可に関すること（最終処分場及び焼却施設並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設並びに県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）。</p>	<p>6 第12条の2第10項の規定による多量排出事業者の計画の受理に関すること。</p>
		<p>7 第15条の3第1項及び第2項の規定による許可の取消し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関すること。</p>	<p>7 第9条の6第1項（第15条の4で準用する場合を含む。）の規定による許可施設設置法人の合併の認可（最終処分場及び焼却施設並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設並びに県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関すること。</p>	<p>7 第12条の2第11項の規定による多量排出事業者の報告の受理に関すること。</p>

<p>8 第19条の6の規定による産業廃棄物の処分に係る生活環境の保全上の支障の除去等の措置命令に関すること。</p>	<p>8 第9条の7第2項（第15条の4で準用する場合を含む。）の規定による許可施設設置者の地位の承継の届出の受理（最終処分場及び焼却施設並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設並びに県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関すること。</p>	<p>8 第12条の2第12項の規定による多量排出事業者の計画等の公表に関すること。</p>
<p>9 第19条の8の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等（当該支障の範囲が所管区域を越える範囲に及んでいる場合及び当該支障が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に係るものである場合を除く。）に関すること。</p>	<p>9 第12条の6第1項の規定による産業廃棄物の適正な処理に関する事業者等への勧告に関すること。</p>	<p>9 第12条の3第7項の規定による産業廃棄物管理票に関する報告書の受理に関すること。</p>
<p>10 第20条の2第2項の規定による廃棄物再生事業者に係る届出及び登録の取消しに関すること。</p>	<p>10 第12条の6第2項の規定による産業廃棄物の適正な処理に関する事業者等への勧告に従わない者の公表に関すること。</p>	<p>10 第12条の3第8項の規定による産業廃棄物管理票交付者が講ずべき措置に関する報告の受理に関すること。</p>

<p>11 第21条の2第2項の規定による廃棄物の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設を除く。）の事故に係る応急の措置命令に関すること。</p>	<p>11 第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可及び同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可に関すること（県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。）。</p>	<p>11 第12条の5第10項の規定による電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置に関する報告の受理に関すること。</p>
	<p>12 第14条の2第1項の規定による産業廃棄物の収集、運搬及び処分の事業範囲の変更の許可並びに同条第3項において準用する第7条の2第3項の規定による産業廃棄物の収集、運搬及び処分の事業廃止等の届出の受理に関すること（県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。）。</p>	

		<p>13 第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可及び同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること（県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。）。</p>	
		<p>14 第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分の事業範囲の変更の許可並びに同条第3項において準用する第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分の事業廃止の届出の受理に関すること（県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。）。</p>	

	<p>15 第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関する事</p>	
<p>16 第15条の2第5項（第15条の2の6第2項で準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の検査に関する事</p>	<p>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）。</p>	<p>に改め、同表産業経済</p>
<p>17 第15条の2の2の規定による産業廃棄物処理施設の定期点検に関する事</p>		

		18 第15条の2の5の規定による届出の受理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関すること。	
		19 第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関すること。	
		20 第19条の3の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物の処理方法その他の改善命令に関すること。	

		<p>21 第19条の5の規定による産業廃棄物の処分に係る生活環境の保全上の支障の除去等の措置命令（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に係るものを除く。）に関すること。</p>	
		<p>22 第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業場の登録に関すること。</p>	
		<p>23 第21条の2第1項の規定による廃棄物の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設を除く。）の事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理に関すること。</p>	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関すること（県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。）。	1 第9条第2号の規定による再生利用されることが確実な産業廃棄物のみ収集運搬業者の指定に関すること。
	2 第10条の3第2号の規定による再生利用されることが確実な産業廃棄物のみ処分業者の指定に関すること。
	3 第12条の7の17第5項の規定による届出の受理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。）に関すること。
山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に関すること。	1 第7条第1項の規定による再生利用産業廃棄物処理業の範囲の変更の承認に関すること。
	2 第8条第1項の規定による指定業者に係る変更の届出の受理に関すること。
	3 第9条第1項の規定による再生利用産業廃棄物処理業の廃止の届出の受理に関すること。

水質汚濁防止法に関すること。		1 第8条の規定による計画変更命令等に関すること。	1 第5条の規定による特定施設等の設置の届出の受理に関すること。
		2 第13条第1項及び第2項の規定による改善命令等に関すること。	2 第6条第1項の規定による特定施設等の使用の届出の受理に関すること。
		3 第13条の2第1項の規定による改善命令等に関すること。	3 第7条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出の受理に関すること。
		4 第13条の3第1項の規定による改善命令等に関すること。	4 第9条第2項の規定による実施の制限の期間の短縮に関すること。
		5 第14条の2第4項の規定による事故時の措置命令に関すること。	5 第10条の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。
		6 第14条の3の規定による地下水の水質の浄化に係る措置命令等に関すること。	6 第11条第3項の規定による承継の届出の受理に関すること。
			7 第14条の2第1項から第3項までの規定による事故の状況等の届出の受理に関すること。
			8 第22条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関すること。	1 第10条の規定による公害防止統括者等の解任命令に関すること。	1 第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公害防止統括者等の選任等の届出の受理に関すること。
		2 第6条の2第2項の規定による承継の届出の受理に関すること。
		3 第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
浄化槽法に関すること。	1 第7条の2第2項及び第3項の規定による浄化槽管理者に対する勧告及び措置命令に関すること。	1 第7条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定検査機関からの検査結果報告の受理に関すること。
	2 第12条の2第2項及び第3項の規定による浄化槽管理者に対する勧告及び措置命令に関すること。	2 第7条の2第1項の規定による浄化槽管理者に対する指導及び助言に関すること。
		3 第12条の2第1項の規定による浄化槽管理者に対する指導及び助言に関すること。
ダイオキシン類対策特別措置法に関すること。	1 第15条の規定による計画変更命令等に関すること。	1 第12条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理に関すること。

		2 第22条第1項及び第2項の規定による改善命令等に関すること。	2 第13条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関すること。
		3 第23条第3項の規定による措置命令に関すること。	3 第14条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。
			4 第17条第2項の規定による実施の制限の期間の短縮に関すること。
			5 第18条の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。
			6 第19条第3項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。
			7 第23条第2項の規定による事故の状況の通報の受理に関すること。
			8 第28条第3項の規定による測定結果の報告の受理に関すること。
			9 第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。			1 第42条第2項の規定による報告の徴収に関すること。
			2 第43条第1項の規定による立入検査に関すること。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関すること。		1 第18条の規定による勧告、公表及び命令に関すること。	1 第17条の規定による指導及び助言に関すること。
		2 第35条の規定による登録の取消し等（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関すること。	2 第27条第1項の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関すること。
		3 第49条の規定による勧告及び命令（県内に事業所を有しない第一種フロン類充填回収業者に係るものを除く。）に関すること。	3 第30条第1項の規定による登録の更新（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関すること。
			4 第31条第1項の規定による届出の受理（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関すること。
			5 第33条第1項の規定による届出の受理（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関すること。
			6 第45条第4項の規定による報告の受理に関すること。

				7 第47条第3項の規定による回収量等の報告の受理（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関すること。
				8 第48条の規定による指導及び助言（県内に事業所を有しない第一種フロン類充填回収業者に係るものを除く。）に関すること。
				9 第91条の規定による第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類充填回収業者（県内に事業所を有しない第一種フロン類充填回収業者に係るものを除く。）に対する報告の徴収に関すること。

			10 第92条第1項の規定による第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類充填回収業者（県内に事業所を有しない第一種フロン類充填回収業者に係るものを除く。）に対する立入検査に関すること。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。	1 第12条第1項（第15条において準用する場合を含む。）の規定による改善命令に関すること。	1 第8条第1項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。	
	2 第13条の規定による処分等の措置に関すること。	2 第9条（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。	
		3 第10条第2項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。	
		4 第10条第3項第2号の規定による届出の受理に関すること。	

		5 第10条第4項 （第19条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受理に関する事 こと。	
		6 第16条第2項 （第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事 こと。	
		7 第18条第2項 第2号の規定による届出の受理に関する事 こと。	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則に関する事 こと。		1 第10条第2項の規定による変更の届出の受理に関する事 こと。	
		2 第11条の規定による変更の届出の受理に関する事 こと。	
		3 第21条の規定による変更の届出の受理に関する事 こと。	
		4 第26条第1項第6号の規定による譲渡し及び譲受けの制限の特例に関する事 こと。	
		5 第26条第2項の規定による届出の受理に関する事 こと。	
		6 第28条の規定による変更の届出の受理に関する事 こと。	
		7 第36条の規定による届出の受理に関する事 こと。	

使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。	1 第51条第1項の規定による登録の取消し及び命令に関すること。	1 第19条の規定による指導及び助言に関すること。	
	2 第58条第1項の規定による登録の取消し及び命令に関すること。	2 第20条第1項及び第2項の規定による勧告に関すること。	
	3 第66条第1項（第72条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し及び命令に関すること。	3 第20条第3項の規定による命令に関すること。	
		4 第42条第1項の規定による登録に関すること。	
		5 第42条第2項の規定による登録の更新に関すること。	
		6 第46条第1項の規定による届出の受理に関すること。	
		7 第47条（第59条において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の閲覧に関すること。	
		8 第48条（第59条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。	
		9 第49条（第59条において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消に関すること。	

	10 第53条の規定による登録に関すること。	
	11 第57条第1項の規定による届出の受理に関すること。	
	12 第60条第1項の規定による許可に関すること。	
	13 第60条第2項の規定による許可の更新に関すること。	
	14 第63条第1項の規定による届出の受理に関すること。	
	15 第64条（第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。	
	16 第67条第1項の規定による許可に関すること。	
	17 第67条第2項の規定による許可の更新に関すること。	
	18 第70条第1項の規定による許可に関すること。	
	19 第71条第1項の規定による届出の受理に関すること。	
	20 第90条第1項の規定による勧告に関すること。	
	21 第90条第3項の規定による命令に関すること。	

		22 第130条第1項及び第2項の規定による報告の徴収に関すること。	
		23 第131条第1項の規定による立入検査に関すること。	
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に関すること。		1 第7条第4項の規定による同項第9号に掲げる行為（自然公園法第20条第3項の許可を要する行為に限る。）に係る協議に対する同意に関すること。	1 第7条第4項の規定による同項第9号に掲げる行為（自然公園法第33条第1項の届出を要する行為に限る。）に係る協議に対する同意に関すること。
山形県生活環境の保全等に関する条例に関すること。		1 第9条第1項の規定による計画変更命令等に関すること。	
		2 第13条第1項の規定による改善命令等に関すること。	
		3 第20条の規定による措置命令等に関すること。	
		4 第27条の規定による勧告等に関すること。	
		5 第28条第1項及び第2項の規定による措置命令に関すること。	
		6 第30条の規定による勧告及び措置命令に関すること。	
山形県自然環境保全条例に関すること。	1 第9条第2項の規定による保全事業の執行の協議に関すること。	1 第10条第4項の規定による特別地区内における行為の許可に関すること。	1 第10条第7項の規定による届出の受理に関すること。

	<p>2 第12条第2項（第14条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定による行為の禁止等の命令並びに第12条第3項及び第5項の規定による期間の延長、通知及び期間の短縮に関すること。</p>	<p>2 第11条第3項第7号の規定による野生動植物保護地区内における行為の許可に関すること。</p>	<p>2 第12条第1項の規定による普通地区内における行為の届出の受理に関すること。</p>
	<p>3 第13条の規定による自然環境保全地域内における行為の中止命令等に関すること。</p>		<p>3 第14条の3第9項の規定による変更の届出の受理に関すること。</p>
	<p>4 第14条の3第2項及び第3項の規定による生態系維持回復事業の確認及び認定に関すること。</p>		<p>4 第14条の8第1項及び第3項の規定による里山環境保全地域内における行為の届出及び通知の受理に関すること。</p>
	<p>5 第14条の3第6項の規定による変更の確認及び認定に関すること。</p>		<p>5 第15条第1項及び第2項の規定による大規模開発行為の届出及び通知の受理に関すること。</p>
	<p>6 第14条の4の規定による認定の取消しに関すること。</p>		<p>6 第27条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>
	<p>7 第14条の7第2項の規定による里山環境保全事業の執行の協議に関すること。</p>		<p>7 第27条第2項の規定による生態系維持回復事業の報告の徴収に関すること。</p>

	8 第14条の9の規定による里山環境保全地域内における行為の中止命令等に関する事。		
	9 第16条の規定による助言又は勧告に関する事。		
	10 第17条の規定による自然環境保全協定の締結に関する事。		
山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に関する事。			1 第4条の規定による登録の実施に関する事。
			2 第5条の規定による登録の拒否に関する事。
			3 第6条の規定による変更の届出の受理に関する事。
			4 第7条の規定による廃業等の届出の受理に関する事。
			5 第8条の規定による登録の抹消に関する事。
			6 第15条の規定による登録の取消し等に関する事。
			7 第18条の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧等に関する事。
山形県水資源保全条例に関する事。		1 第13条の規定による勧告及び命令に関する事。	1 第10条の規定による水資源保全地域における土地取引等の届出の受理等に関する事。

		2 第14条の規定による公表に関すること。	2 第11条の規定による水資源保全地域における開発行為の届出の受理等に関すること。
			3 第12条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入調査（森林整備課で所掌するものを除く。）に関すること。
	クマ類の製品化の登録に関すること。		1 クマ類の製品化の登録に関すること。

部の項農業振興課の項農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第6条の規定による廃止前の農業倉庫業法に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。）。の項、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成28年農林水産省令第6号）第1条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。）。の項、山形県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則（平成28年3月県規則第14号）による廃止前の山形県農業倉庫業法施行細則に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。）。の項、農業災害補償法に関すること（農業共済組合に係るものにあつては、主たる事務所が所管区域内にある農業共済組合に係るものに限る。）。の項、農業災害補償法施行令に関すること（農業共済組合に係るものにあつては、主たる事務所が所管区域内にある農業共済組合に係るものに限る。）。の項及び山形県地域食品認証規則に関すること。の項を削り、同部の項農村整備課、西村山農村整備課、北村山農村整備課及び西置賜農村整備課の項土地改良法に関すること（農村計画課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第87条第7項」を「第87条第8項」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同部の項森林整備課の項分収造林契約に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同表建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項請負契約に関すること（山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課及び荒沢ダム管理課に係るものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、同部の項建築課の項エネルギーの使用の合理化等に関する法律に関すること。の項

を削り、同課の項中

		7 第15条の規定による助言及び指導に関すること。
--	--	---------------------------

を

		7 第15条の規定による助言及び指導に関すること。
--	--	---------------------------

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関すること。	1 第8条の規定による指導及び助言に関すること。	1 第19条の規定による届出の受理、指示等に関すること。
	2 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること（第16条の規定の施行に必要なものに限る。）	2 第20条の規定による通知の受理、協議等に関すること。
	3 第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	

に改め、同部の項山形統合ダム管

理課、高坂ダム管理課及び荒沢ダム管理課の項中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、同表の備考第1項の表中「、地域保健予防課」を削り、「地域保健福祉課（児童福祉法に関すること。の項、）」を「地域保健福祉課（）」に、「子ども家庭支援課（児童福祉法に関すること。の項）」を「子ども家庭支援課（児童福祉法に関すること。の項（第1項及び第4項に掲げる事務に限る。）」に改める。

別表第4第1号の表事務局長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、同別表第2号の表（総合支庁、こども医療療育センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項）の項中第18項を削り、第19項を第18項とし、第20項から第22項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第5病虫害防除所の項中「総務主査」を「総務専門員」に改める。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 山形県地域食品認証規則を廃止する規則（平成29年2月県規則第5号）附則第2項の規定により、なおその効力を有することとされる廃止前の山形県地域食品認証規則（昭和49年2月県規則第2号）第4条第1項の規定による指導点検及び同条第2項の規定による認証の取消し等に係る事務の専決及び代決については、改正後の別表第3産業経済部の項農業振興課の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。